

報議 告會

北檜山会場 7 / 17

A. これから検討する。
Q. 議会として報酬カット等についてどう考えているか。

平成30年7月17日、
18日、

催した議会報告会についてお知らせいたします。

講会報告会は二回では2年ぶりの開催となり、3会場で延べ100名の出席がありま

クラスター特別委員会及び町政のあり方に関する特別委員会の熊野副委員長、総務厚生常任委員会の大野委員長、産業教育常任委員会の真柄委員長から調査結果の報告を行いました。その後、議会に対する質疑応答を行いました。その要点を一部抜粋し、お知らせいたしま

A. 議員活動の自由、表現の自由の範囲の中で信念を持つて出している。その時の必要性、重要性を判断しているがたまたま選挙が接近していくということにすぎない。



大成会場
7 / 18

とで報酬を減額し、喧嘩両成敗で終わつた方がいいと思うが。

Q. 第6回クラスター特別委員会で採決に入ると思ったが

A. この日に取りまとめを終了する予定で委員長と副委員

長の見解について意見の集約をしていったが、協議の過程で修正する意見もあり、その調

調整に入つた。

協議しており、結果、取りまとめ修正案について継続協議となつた。

Q. 町政のあり方に関する特

別集卷之三

し切つて専決処分をすること

卷之三

だと思つ。

三九
田長が経由の渋谷

したなら議会も同じようほ
町民に心配をかけたということ

とで報酬を減額し、喧嘩両成敗で終わつた方がいいと思うが。
A. 町政のあり方に関する特別委員会の合意について、これは、継続調査の案件を議会の反対を押し切つて専決処分することは不適切な行為であるため、継続調査中の案件について、専決処分を再び行わないこととするものです。
不適切という言葉は良くない、やつてはいけないといふことなので、町長自身が専決処分の行為について否定的な形で認めざるを得なかつたといふことで解釈の余地はない。
また、町長が減給処分したから議会もという意見ですがこれから協議することとなつてゐる。

Q. あわび山荘について、平成26年に廃止検討をまちづくり特別委員会で協議し、結論として廃止の時期はまだ早く、町長と公社が話し合うことで終わりましたが、昨年の町長

選で課題解決されれば改築を推進するとした公約が出されました。

この問題について、早めに着地点を見つけてほしい。

A. 今後どのように対処していくか全体の中で協議したい。

Q. 学校給食費の無償化はどうなっているか。

A. 否決とならなかつたために無償化となつたが、公的保障の中で自治体が続けていくかどうかは大変大きな時期に来ている。

Q. 政治倫理協議会の件で、細川議員の辞職勧告についてはつきりしていない。議会運営委員長という重責も持っているが、そういうものを持たせてどうなのか。

A. 議員の倫理として一度は進退をはつきりさせるべきと思いついたが、公的に辞職しなければならない法律はないので、あとは本人の意思となります。

議運の委員長として判断しました。

A. 休憩の中で再議の問題と、すでに可決している条例の問

題について話し合い、この中で町長が自ら処分の措置を取ると言うことで、整合性をどう取るか議論した。その中で、町長には再議を取り下げてもらい、そのかわり議会が議決した30%の減給処分については失効手続きを取るということを提案したが、町長が応じなかつたため、説得したが功を奏さず自然閉会となつた。

自然閉会となつたことについては甘んじて町民の皆さん批判を受けたいと思う。

Q. 議長として議運の委員長としての適格性をどう考えるか。
A. 議運の委員長の資格と倒産した問題は別の問題と判断している。

Q. 町長は違法なことをしたと議会は議決したが、そのまま町長に置いておいて良いのか。
A. 町民の皆さんの判断であり、皆さんの民意に従う。

Q. 議長として議運の委員長としての適格性をどう考えるか。
A. 議運の委員長の資格と倒産した問題は別の問題と判断している。

17年に計画は示されている。

瀬棚会場 7 / 23



大成会場

Q. 4月12日の第2回臨時会で、町長の給与に関する再議において休憩に入り、午後五時まで何の説明もなく非公開での協議をしたが、何を協議したのか。

A. 休憩の中で再議の問題と、すでに可決している条例の問

題について話し合い、この中で町長が自ら処分の措置を取ると言つたので、合併時の条件として担保されていたのか。

さらに、将来少子化の中で瀬棚保育所が存続できるのか。

A. こども園については平成

Q. 暫定予算になつたことによつて、職員の労働費、暫定予算を組むための経費など町民は被害を被つたと思うがどうか。

A. 学校給食費と保育料については無償にできなかつたが、本予算成立後、遡及して免除された。町民が受けた被害は回復されることが前提の話であり、莫大な被害を被つたことにならないと思う。

Q. 認定こども園は新町のまちづくりの中で計画されていましたのか。また、合併時の条件として担保されていたのか。

A. 町民集会に即応した形で議会報告会を行うことは、むしろ考えるべきではないといふ考えだつた。